

“称念寺霊園” 墓地管理使用規定

第1条 (目的)

称念寺（以下「寺」という）の経営する墓地は、寺に帰属する檀信徒、およびその結縁者また地元地域住民のために供されます。

- 2 この規定は称念寺霊園（以下「霊園」という）の墓地管理並びに使用等について定めたものであり、当墓地施設を使用するものはこの規定に従うものとします。

第2条 (用語の定義)

この規定で「墓所」とは墳墓を設けるために区画された土地の一区画をいいます。

- 2 この規定で「墳墓」とは、焼骨（または遺骨）を包蔵しもしくはそれを目的とする施設、墓碑石またはその付属物をいいます。

第3条 (管理者)

墓地は宗教法人称念寺の住職（以下「管理者」という）が経営管理します。

第4条 (墓地使用の目的)

墓所は、墳墓の用に供する目的以外に使用することはできません。

第5条 (使用資格)

使用者の宗旨・宗派は問いません。但し、管理者に於いて認める宗派とします。

第6条 (永代使用料)

当霊園使用者は墓地永代使用申込書に所要事項を記入し、別に定められた永代使用料と管理料を納入して下さい。これらが完納された時に「墓地永代使用証書」を交付します。

永代使用料とは、永代に渡り墓地を使用する権利のことであり、管理者の許可無しに、譲渡・転売・賃貸する事はできません。

既納の永代使用料は返還いたしません。

第7条 (永代使用証書の再交付)

使用名義人が死亡し、墓地永代使用権を継承する場合は継承者からその旨書面で届けて下さい。祭祀を主宰する一名が、管理規則による手続きを経て永代使用権を継承することができます。

「墓地永代使用証書」を紛失、汚損、または記載事項に変更が生じた場合は、速やかに管理者に届け再交付の手続きを取ってください。

第8条 (管理料)

1. 永代使用は、墓地内の共有場所の清掃、環境整備等に要する費用として、「墓地永代使用証書」発行時までに向こう10年分を一括納入しなければなりません。その後は、管理料

の更新時がまいりました時に請求し、1ヶ月以内に納入していただきます。

尚、使用場所内の清掃及び墓碑等の管理は各使用者で行わなければなりません。

2. 管理料は墓石及び碑石、又はこれに類する設備が設けてない場合についても納入しなければなりません。
3. 管理料は別に定めるものとします。但し、物価の変動等を鑑みて、時勢により改定することがあります。
4. 既納の管理料は返還いたしません。

第9条 (墓石建立等の工事)

1. 墓石建立等の墓地区画の工事に関しては、事前に当墓地所定の書式で届出をし、その承認を得てください。工事については、尊厳維持の為必要な制限を行い、措置を指定することがあります。
2. 使用者は、「墓地永代使用証書」発行日から5年以内に墓所及び墓石工事を完了しなければなりません。但し、管理者の許可にて工事延期ができます。
3. 工事に関しては、尊厳維持の為、管理者が必要な工事業者の制限を行い、措置を指定いたします。

第10条 (埋葬及び改葬)

埋葬、改葬または燃骨の埋葬の場合は市町村長の発行した改葬許可書または火葬許可書を当墓地の「墓地永代使用証書」にそえて提出して下さい。

第11条 (死体埋葬の禁止)

埋葬は焼骨に限られ、公衆衛生上死体を埋葬することはできません。

第12条 (埋葬者の制限)

埋葬できるのは、使用者の親族に限られます。但し、管理者の承諾を得たときは、親族以外の遺骨を埋葬することができます。

第13条 (使用権の放棄)

1. 墓地永代使用権を放棄する場合は、先に交付した「墓地永代使用証書」をそえて、その旨書面で届けて下さい。お骨のある場合は、使用者の責任で6ヶ月以内に移転し原状に復して下さい。
2. 前項の場合、使用権は当墓地に帰属し既納の墓地永代使用料と管理料は返還致しません。また、6ヶ月を経過してなお移転されない場合は、当墓地で移転合祀し跡地を原状に復します。

第14条 (使用権の取消し)

次の事項に該当するときは、墓地区画の使用権を法令に準拠して取消すことができ、取消された時には使用権は消滅します。

- (1) 第1条に違反した時。
- (2) 使用者である法人が解散し、継承する者がいないとき。

- (3) 他の使用者の信仰に圧力を加えたり、近隣の迷惑になるような行為をしたとき。
- (4) 使用者が管理者に無断で第三者に墓地区画の使用権を譲渡・転貸したとき。
- (5) その他、法令または管理運営規則に違反したとき。

第15条（不可抗力による事故）

不可抗力ないし第三者の行為に因る使用者ないしその関係者の墓地での損害については管理者は責任を負いません。

第16条（その他）

1. 本規定に定めなき事項については、法令の定めによる他、管理者がこれを定めます。
2. 墓地埋葬等に関する法律等、現行法規が改正された場合には本規定も改正されることがあります。

（本規定の施工）

本規定は2013年4月1日より施行するものとします。

付則

管理料

A区画 1.8 m × 2.0 m 年間管理料 5,000 円 (税込み)

B区画 1.5 m × 1.6 m 年間管理料 3,350 円 (税込み)

指定業者

“称念寺霊園” 墓地管理使用規定 第9条3項により、墓石建立等の指定業者は
坂井市丸岡町荒町 26 有限会社 杉本石材店 0776-66-5829・67-5353 とする